

収入 30%減少⇒国民健康保険税(料)の減免

「生活と健康を守る会」にご相談ください



〈減免 Q&A〉

Q：前年比で3割以上減少するか不明です。

A：減少は見込みでOK。減少が分かる帳簿などを提出しましょう。結果3割以上減少しなかった場合でも「取消しの対象にはしない」が厚労省の方針です。

Q：売上減少はコロナが原因が分かりません。

A：コロナは社会全体に影響している為、コロナの影響でないことが明らかな場合以外は対象です。

Q：いつからの保険料が対象ですか？

A：売上減少の時期に関わらず2020年2月～2021年3月納期の国保料全額が対象です。

Q：コロナで廃業になりました。

A：世帯主が廃業やコロナにかかり重篤な傷病を負った場合は全額免除になります。

Q：市町村によって制度が異なるの？

A：費用は国が負担しますが、実施内容を決めるのは市町村です。制度拡充を求めていきましょう。

コロナ感染症にかかってしまい
事業が休業・廃業の損失を受けた

- ◆国保・介護・後期高齢者医療保険料の納付猶予や減免制度があります。
- ◆住民税や国保税の納付猶予制度があります。

【連絡先】